

第23回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年5月22日（水）午後1時30分

場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について

(2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第3号 非農地証明願について

(5) 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について

(6) 議案第5号 農用地利用集積計画について

(7) 議案第6号 大田原農業振興地域整備計画の変更について

(8) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一 2 番 清水 真理子

3 番 石崎 陽一 4 番 唐橋 洋子

5 番 小沼 伸枝 6 番 吉成 一

7 番 助川 悦夫 8 番 越沼 良

9 番 鈴木 賢一 10 番 相馬 和恵

11 番 細岡 則雄 12 番 高崎 真一

13 番 佐藤 長次 14 番 荒井 一夫

15 番 中山 知代子 16 番 阿見 芳

17 番 津久井 勝之

6 欠席委員 なし

7 本委員会に出席した職員

(1) 事務局長 長谷川 淳

(2) 農業振興係長 伊 藤 甲 文

(3) 農地調整係長 海 野 計 洋

(4) 農地調整係主査 須 藤 義 尚

(5) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥

(6) 農業公社事務局係長 小 林 正 尚

(7) 農政課農政係主幹 五月女 博 子

- (8) 農政課農政係主査 石 河 希
(7) 農政課農政係主事 小 林 康 希

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第23回農業委員会総会を開会いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には12番高崎委員、13番佐藤委員を指名いたします。会議の書記につきましては伊藤係長にお願いいたします。

それでは議事に入ります。はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（海野 計洋） <総会資料に基づき読み上げ1ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件あります。はじめに事務局からの説明をお願いします。

事務局（海野 計洋） <総会資料に基づき読み上げ。2ページ>

議 長（荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員（助川 悦夫） 報告申し上げます。去る5月17日に、事務局とともに現地調査班第1班が現地調査を行いましたので、代表いたしまして、調査結果について報告いたします。

ただいまの農地法第3条の規定による許可申請1件について、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われまます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件あります。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。3～8ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果についてご報告いたします。ただいまの農地法第5条の規定による許可申請6件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われま。

ただし、番号6番については、大田原市開発行為指導要綱に該当するとのことで、4月の総会に諮りました議案第3号の番号16と一体的な開発になる予定である旨、事務局から聞いております。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<吉成委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 吉成委員。

吉成 一委員 番号2番ですが、申請の内容からしますと、申請人の表示が譲渡人、譲受人ではなく、貸人、借人では。

事務局 (須藤 義尚) 大変失礼いたしました。番号2番、譲渡人、譲受人となっておりますが、それぞれ貸人、借人の誤りであります。訂正についてよろしくお願ひします。

議 長 (荒井 一夫) その他ございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、ご起立を願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を上程します。申請件数

は3件です。はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づいて読み上げ。9～11ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果について報告いたします。ただいまの非農地証明願3件について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状態から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局からの説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第4号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。事務局から説明願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づいて説明。12ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を上程します。本件中に議事参与に該当する案件がありますことから、1番木村委員は退室をお願いします。

<木村委員退室>

議長 (荒井 一夫) 事務局から説明を願います。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて一部読み上げ、13～16ページ>

農地所有者代理事業 計 8件

農地売買等事業 計12件

農地中間管理機構特例事業 計 4件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。

議案が終了しましたので、1番木村委員は入室してください。

<木村委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に議案第6号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (石河 希) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

農用地区域からの除外 計10件 23,419.22㎡

農用地区域への編入 計1件 100.00㎡

<説明中に議長指名外発言あり>

議 長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果についてご報告いたします。ただ今の農業振興地域整備計画変更にかかる除外10件及び編入1件について、地元推進委員と現地調査をしたところ、問題ないと思われま

す。ただし、1番、3番、7番については補足説明いたします。1番については、平成30年3月20日に農転許可が下り、住宅を建築しておりますが、その敷地の拡張分と言えるものです。3番、7番については、皆さまご存じのとおり、今年1月の総会で保留となってしまった案件です。

以上、3件については、好ましくない要素はありますが、農地として守るべき箇所か否か、農振地域の除外が可能な箇所か否か、についてのみ焦点をあてた場合、問題はないものと考えます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) ただ今、助川委員が補足説明した3件の現地写真がありますので、皆さんに回覧いたします。

<写真を回覧する>

議 長 (荒井 一夫) 写真の回覧が終わりましたので、これから質疑に入りますが、先ほど木村委員から半分に分けて審議してはという提案と保留案件と新規で分けてと考える部分があるのですが、皆さまの考えをお聞き

したいと思いますが、いかがでしょうか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 保留案件2件は分けて、最後にしていただくのはいかがでしょうか。

議長 (荒井 一夫) 木村委員から保留案件2件を最後にとりましたが、皆さんよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) それでは、今回新規で提案されております案件を先に質疑、採決した後、保留案件の審議に入ることといたしますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、保留案件以外の案件の質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 長次委員 先ほどの説明で聞き漏らしたかもしれないので確認したいのですが、8番の進入路の付け替えで、左右どちらを新しく進入路にして、どちらを田んぼに戻すのかをもう一度説明いただけますか。

事務局 (石河 希) 説明いたします。わかりにくい表示となった資料で大変申し訳ございません。図の右側、左側で説明いたします。現在、左側が農地で、右側が進入路として使っているところです。今回進入路を左側に付け替え、進入路として使っていた部分を田んぼにして、一体的な農地として、有効活用したいという申請内容であります。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 他に質疑がないようですので、採決に入ります。それでは、3番と7番を除いた除外案件8件と編入案件1件の計9件について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号の番号1番から11番のうち3番と7番を除いた9件につきましては、原案のとおり承認することといたします。

続きまして1月の総会で保留となった番号3番と7番についての審議に入りますが、少し整理いたしますと、3番については先ほども説明がありましたが、土地改良区からの同意が得られていなかったことから、その時点で保留とした案件であります。7番についてはお寺の改修と同時に一体的に事業が進められて、事前着工ではないかという見方があつ

て保留にしたと考えております。これらの案件に対しては、事前に県等にご意見を伺っております。そういう中で、先ほど助川委員から報告があったとおり、いろいろと感ずるところはあるのですが、現状としては問題ない、との現地調査担当委員からの報告でした。

そこで、この後は委員の皆様からのご意見をお聞きしたいと考えておりますので、どちらの案件なのかを先に述べてから発言をお願いします。
＜数名挙手あり＞

議長（荒井 一夫） 津久井委員。

津久井 勝之委員 3番の案件でございますが、1月の総会の後に、大田原土地改良区では、理事会、総会が開かれて審議が行われまして、同意については問題ないことをここでご報告いたします。

議長（荒井 一夫） ありがとうございます。ほかにございますか。
＜数名挙手あり＞

議長（荒井 一夫） 中山委員。

中山 知代子委員 3番ですが、ここは基盤整備してありますよね。そうすると三方が道路に囲まれていると許可がもらえる、と前の担当者が話していたのです。せっかく優良農地として基盤整備しているのに、そういう例を作ってしまったならば、次に同様の案件では許可を出さないわけにはいかなくなるのではないのでしょうか。そのあたりについてもう少し説明していただけますか。

議長（荒井 一夫） 私から言うのもなんですが、三方が道路に面しているだけが許可の要件ではありません。許可を出せるという状況については、その他にももっといろいろなものがあります。今回は事前に県と話をする中で、ある一定の状況からしてやむを得ないということが出ています。それでは次に佐藤委員。

佐藤 長次委員 3番の現地については、毎日通っていて気にしているところでありまして、現在、田んぼになっています。今回、申請がなされているにもかかわらず、農地として作っているわけですが、なぜ所有者の方が作付けたのかの経緯について事務局は把握されていますか。

議長（荒井 一夫） 今の質問について事務局からお願いします。

事務局（石河 希） 直接私が所有者と話していないので、細かいところはわかりませんが、本件がこのまま進んだ場合、農振除外が10月ないし11月頃に12条公告を行って決定され、そのあとに農地転用許可申請となりますので、すぐには工事に取り掛かれませんが、現在作付けされているものが収穫されたあとに、開発も含めた各種の手続きがなされるものと考えております。

議長（荒井 一夫） 今回は、農振除外のための手続きをやっている最中であ

りますから、農地を農地として使うことについては、転用許可が出るまでは当然に行うべきもの、やっけていて当たり前と考えます。事務局から何か補足がありますか。

事務局 (須藤 義尚) 申請のあった土地は、現在農用地になりますが、農用地から除外された後の農地区分としては、第1種農地になります。第1種農地については、原則として転用は不許可となりますが、今回は、不許可の例外に該当する見込みでありまして、日常生活上または業務上、必要な施設ということで、周辺に居住する者が生業を営む上で必要な施設全般、倉庫や車庫や事務所などですが、そういった建物が集落に接続していることで許可ができるもので、今回はその要件を満たしていると考えます。

議長 (荒井 一夫) よろしいですか。それでは木村委員。

木村 光一委員 3番については第1種農地のようにありまして、過去にも私の共済組合も第1種農地で許可となった経緯もございます。私が一番懸念しているところは、申請者が農業法人を受けていることでして、この点がどうなのかということがポイントかなと思います。この土地は皆さんが言われているように優良農地ですが、申請者は農業をやるということで農業法人設立の報告をしていると思うのです。この方向でここはやらせてもらって、駐車場、事務所は別の場所もあるのかなと考えています。今回承認するのであれば、農業法人を設立しているところが引っ掛かっているのです、その点について説明願います。

事務局 (長谷川 淳) 申請者が設立した農業法人の拠点は福原地域になると思うのですが、あちらの農地を耕すために農機具を購入している。一方、申請者が経営している会社は株式会社で、その社長となっておりますが、農業法人とは別で考えていただければと思います。

木村 光一委員 別に考えるととっても、一般の方で別に考えられる人がいるかどうか。農業法人はその実績を出すようになっていくが、活動地域については、限定はないと思っている。また、申請者の農業法人は、申請者1人だけの、自らが代表となっている。その法人の代表が別な方であればと思うのです。そこをどう判断するのがポイントだと思っています。

議長 (荒井 一夫) 今回、申請者である株式会社が駐車場と車庫等を建てるための申請を出しているというだけであって、その会社の代表者が設立した農業法人、その代表者が同じであっても、農業法人として申請を出しているわけではありません。いろいろ思惑はあっても、そのとらえ方は、申請の内容で判断していくことかと考えます。

3番の案件について、その他何かありますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 皆さんからは質疑がないようなので、それでは一つずつ採決していくことでよろしいでしょうか。

<意見するものなし>

議 長 (荒井 一夫) ご意見がないようなので、採決いたします。

それでは、番号3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<起立しない委員2名あり>

議 長 (荒井 一夫) ありがとうございます。反対といたしますか、賛成されない方が2名ということで、賛成多数と認め、番号3番については、原案のとおり承認することといたします。

それでは次に7番の案件に入ります。ご意見をお願いします。

<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員どうぞ。

木村 光一委員 この件については1月の総会で保留になりましたが、その後でいろいろ関係者に話を聞きました。申請者については、非常に憤りを持っていたようで、何故かわかりませんか、そのことが近辺にも知れ渡っております。申請者側としては、どうして保留になったのかということだと思います。今は、農業委員会だけの問題ではなく、私の周辺まで聞こえてきます。私も相当バッシングをされましたし、いろいろな意見を言われました。皆さんもこの案件を真剣に考えていただいて、これは私の近いところではありますが、私一人の問題ではないと常々考えております。調査員の方の2回目、ちょっとニュアンスの違う報告がありました。事前着工は事前着工とある程度認めてもらって、いつまでも不許可ではいけないと思います。申請するにあたっての経過、手順を踏まえてやっていかないと、今後こういう例が出たときに、ここにいる農業委員17人、心して当たっていただきたい。私の結論といたしましては、申請者側に工事に対する理由書、始末書を出していただいて、しかるべき時期に皆さんでこれを検討して、やはりここらへんでというものがあると思いますので、それを踏まえてからの対応になろうかと思えます。皆さんの意見もよろしくをお願いします。

議 長 (荒井 一夫) その他のご意見もお願いします。

<佐藤委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 長次委員 なぜ保留になったかについて、申請者本人が反省文というよりも猛省をはかって事務局に最後お願いに来たかどうか。ただ時間が経って、何の問題もなく今回の申請が出てきたのか、事務局の農政課ではわかると思いますが、そういった経緯が我々に伝わらないのですよ。これが経

過として、ただ3か月過ぎただけの話で、申請者は何もしないで同じものを出してきただけでは、木村委員も言ったように、農業委員の質について言われてしまうのも当然だと思います。そういった中で地元の委員は大変な苦勞をされていると思いますが、そういったことを事務局が時間だけを稼いでここまで来たのですが、申請者側から謝罪文をもらっているのかを知りたい。事務局でそういった書類はもらっていますか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局、どうですか。

事務局 (長谷川 淳) 謝罪の類を特に事務局ではいただいていません。当然、農政課でも貰っていないと思います。それで、事前着工というところだと思いののですが、農振除外の案件で農業委員会が意見を出すときに、事前着工を理由に不許可、保留にする根拠法令が全くありません。その辺りは考慮いただければと思います。ただ、今回の番号1番の方が更に事前着工で違反転用だと思われまますので、ただ、すでに承認されていますが、検討いただければと思います。

佐藤 長次委員 今の説明ですが、未だに申請者は事前着工という認識は持っていないということですか。保留になったことを本人も知らされていないのだと思うのです。それに原点に立ち返って再度お願いしますというのが頼む側で、それが我々の判断材料になると思います。ただ一方的に事前着工だから保留になっているのですよね。それでなかったら1月でも採決して承認すればいいことなのです。なぜ保留になったということ、その根本的なことを理解していただかない限りは、ただ4か月過ぎたから、同じ内容で再度申請されているとすれば、こちらは前と変わったところは何ですかということになります。何か変わったところが明確に見えれば、我々いつまでも無制限に除外するわけではないのですから、そういった手順を踏んでいただければ、何ら問題ない土地です。ただ、今も現地を見ているのですが、何の変化もないですよね。それなので、事務的な動きで何かあったのかを私は知りたいと思っていますが、事務局ではいかがでしょうか。

事務局 (長谷川 淳) 行政側から反省、謝罪をさせるということは行政処分にあたります。先ほども言ったとおり、その行政処分の根拠がありません。土砂が流れないように土留めをしたことで見た感じは事前着工かと思いますが、お見せした写真のとおり、事務局では農地として使えると判断しておりますので、その部分で考え方の相違かなと思っています。

佐藤 長次委員 そうしますと、今回何もしないで採決して承認した場合、ただ時間が経ったから、何も変わらなくていいですよということしか残らない気がします。何か新たな形が提示されればよかったと思っていますが、やはりその過程が大事なので。その間、行政として指導があつて、

申請者からの始末書をもらっていただければすんなりいくような気がしています。どうでしょうか。

事務局 (長谷川 淳) 何回も同じことを言うてしまうことにはなりますが、始末書というのは事前着工のことを言っているのだらうと思うのですが、農地として使える状況のまま、事前着工だから始末書を書けよということは行政処分として言えない状況であります。ただ、何もないということは、1月以降その土地に対して何もいじっていないということで、当然耕作もしていないのしょうけれど、農地として使える状況にあったということです。ご理解いただけますでしょうか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) それでは、木村委員。

木村 光一委員 事前着工のことで質疑応答されていますが、事前着工でないという根拠を聞きたいと思う。確か申請は11月1日だと思うが、申請書類を出してすぐに仕事が始まっているのだから、事前着工ではないのか。ああだこうだ言ってもあれだから、ちょっとこれはあまりお見せしたくはなかったけれど、申請者が制作した冊子の中に工事の内容が12月8日時点で載っています。これだけでも大きな間違いというか、事実です。事務局長も心を痛めていることと思いますが、先ほども話しがありましたように、この部分の経過が必要であると考えます。そうするとこの経過があってからの承認しかないと思います。佐藤委員も言っているとおり、何もしていなかった、何も作らなかったということでもいいのか。周りの方は周知の事実としてそれを見えていますから、どういう出方でやるのだらうかということで、注目されていますので、皆さんも考えていただければいいのかなと思います。事前着工を容認していることが、普通であればそれを立証して、資料を県にでも出せるようにせざるを得ない。私もそれなりの覚悟がございしますが、そうではなくて、大田原市農業委員会ですらどうしたらいいかを皆さんで考えていただきたい。

議長 (荒井 一夫) 他にありますか。

<清水委員挙手>

議長 (荒井 一夫) はい、清水委員。

清水 眞理子委員 佐藤委員がおっしゃられていましたように、前回と今回とで何か変わった点、改善策、そういうものが見いだせないことには、私も今回許可ができないと思います。先ほど謝罪文や始末書ということがありましたが、最初に戻れば、不許可になったとき、事務局から申請者に不許可の理由、原因なりの連絡があれば、申請者も何らかの対応ができたのしょうけれど、現在何も手付かずの状況ですが、最初の段階で順番が狂ってしまったのかなと思っています。

議長 (荒井 一夫) よろしいですか。その他ございますか。
<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それではですね、いろいろ思いはあるかと思いますが、私は議長という立場であります、私のこれまでの経験と状況を踏まえて、議長というよりは一委員としての立場で意見を出させていただきます。

先ほど来、まずは事前着工かどうかということについて、明確なものはないと思います。ただ、1月の時点で、本堂の改修と同時に周辺の整備、それは駐車場にしていくという前提から、もともと梨畑であった、梨の木を伐根した、更地にした、当然土砂の流出がある、すぐ下にも人家があるという観点から言えば、土留めはやるべきものと解釈しています。ただ、その土留めの方法は色々あります。単純に杭でも打って板を付けて防ぐようなものから、L字溝のようにきっちりしたものを入れるなり、現時点では大きな石を使った土留めをされています。同時に、我々は農地を農地でなくするものに対する判断をしていますが、過去の農振除外に絡んで、保留とした、あるいは即認めなかった事例については、おおむね一連の優良農地の一部で、ほとんど平らな場所であり、そこで土砂等を入れて盛り上げてしまったケースであります。土砂を入れた場合は、土を盛らせて畑として使えるように指導して、またその上で、何か一作させた上で認めた例もあり、厳しく対応したこともあります。ただ一つには、今回も見てわかるとおり、農地として使えるか、使えないのかの判断からすると、普通に農地として使える状況であります。そういう意味から、一連の改修事業と土砂止めの石積みが我々目には事前着工的な要因が強く映っていましたが、農地としての本質を変えているわけではないと思っています。以前のケースでは著しく農地の形状を変えたことで原状回復の指導をしましたが、この案件は、私の考え方からすれば、著しく農地を逸脱してはいなく、普通に農地として使える状態を維持している、また、土留めについても当然のこと、というのが現状という認識でありまして、当然承認すべきであろうと考えています。これは私の委員としての個人の意見です。これは皆さん方からの意見がないようでしたので最後にという思いも含めての発言であります。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 今会長から個人の意見としての発言がありましたが、申し訳ありませんが、会長は経験豊富なのであまり言うと言います。事前着工かどうかというのは、見た人によってかと思えます。また、土留めの方法についても意見が分かれるところであると思えます。ただ、

申請と同時仕事が始まっているところは、はっきり言って事前着工なのですよ。今回ここで採決する時、私は心情的にいい加減なこととは思っている。他の委員さんの話の中で判断される委員もいるかと思いますが、清水委員もおっしゃってられるように初期の段階でのボタンの掛け違いがあったと思います。その段階で何かあればこのようなことにはならなかったのではと思います。申請書を提出すると同時にということは、何を考え早く着工してしまったのか。相談があった中には止めた方もおります。前農業委員の、名前を出して申し訳ありませんが、植竹英夫さんは止められたそうでございます。私も植竹くんの前農業委員としての見識を参考にして意見を申し上げておりますが、またそれ以前にやられていた方にも話を聞いて意見をいただいております。

先ほど会長も個人の意見ということで長くしゃべりましたが、最終的に私もしゃべりますが、この案件については申請者側に対して何らかの書類、始末書が取れないというのであれば、その経過措置を十分にとってしかるべき時に承認することだと思っております。そこら辺をよく考えていただきたいと思っております。この案件は29日の振興協議会に諮られると思っておりますが、今日の農業委員会の見解が参考になると思っております。以上です。

議長 (荒井 一夫) 先ほど事務局から行政的な処分になるので、いろいろなことはできないというのが基本的な見解です。ただ過去には始末書を添付させて許可をした事例がなくはありません。ですから、木村委員が言うように、何らかのものがなくてはおかしいのではと思うのですが、そういうこともなくはありません。皆さんがどう考えるかであります。

<事務局挙手>

議長 (荒井 一夫) 事務局どうぞ。

事務局 (長谷川 淳) 今回は、農振農用地区域から除外をすることに対して農業委員会の意見を聞かれているものであります。木村委員がおっしゃるとおり始末書等を添付させるということはできないことではないかもしれませんが、まず、除外に対する意見ですので、除外イコール転用許可ではありません。番号3番もそうでしたが、農振除外から公告まで、さらにその先に転用許可がある。その転用申請が農業委員会事務局に出てきた時に、その段階で農業委員会として、これは事前着工だよ、早く始まったよ、ということで始末書を添付させることは可能です。今の段階での始末書等云々は違いますので、これまでの私の説明をご理解願います。

議長 (荒井 一夫) はい、わかりました。その他ございますか。

<小沼委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 小沼委員どうぞ。

小沼 伸枝委員 申請人のところは、すごく立派なお寺さんで、住職も地域へ貢献されて立派な方なのに、なぜこんなことになってしまったのかとずっと思っていました。前回ダメだったから、あと何か月かしたら出てくるという話は聞いておりましたが、同じ地区の清水委員、木村委員は大変だったのではないかと思います。地域性と農業委員ということを考えてみると、許可してもいいよねと思います。でも一回ダメですという返事をしたからには、申請者にも説明して、経緯をはっきりさせないとその地区の人たちが農業委員会に対して不信感、わだかまりが残るなどマイナスのイメージになってしまう。大田原市全体が発展していくことがいいことなので、皆さんいろいろ発言されましたが、一番いい方向で検討していただきたいと思います。地域の皆様の気持ち、すごくお察しいたします。

議長 (荒井 一夫) それぞれ皆さん自分の立場と見識に基づいて、今回の除外申請に対する考え方を持っておられると思います。前は色々な状況が見えて、それに対する意見で保留ということになりました。今回、私はここで採決を諮りたいと思っております。というのは、出てきた案件に対して農業委員会の判断を出さないと、次の協議の場である振興協議会に進まないことになります。そういうことでありますから、非情ではありませんけれど、どちらかの方向性を見出さなければならないと思っています。それぞれ胸の内ではいろいろあろうかと思いますが、これから30秒くらい自分の胸に手を当てて、自分の解釈、私はここでなぜ賛成し、なぜ反対したのかということがあるとすれば、それは自分の中できちっと把握していただきたいと思います。それを踏まえて、少し時間を取った後に皆さんからのご意見が終われば、採決に入りたい…
<中山委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 中山委員どうぞ。

中山 知代子委員 一つの提案として、今、畑にすればなんにでもできるわけですよ。会長もさっきおっしゃったように、一作何かされたらすぐに除外の申請を出しても、今問題とされているのは、着工したのが早かったという…

議長 (荒井 一夫) 一作つくる目的は何ですか。今現状は農地として十分使える状況にあるのです。

中山 知代子委員 あるのですから、でも…

議長 (荒井 一夫) つくるのではなくて、転用したいという申請が出ているのです。それに対して何が理由でそれが認められないのか、認められるのかを論議するのですから。

中山 知代子委員 ですから文書を出してくれという話と申請者の方でも少し折れ

て、一作、大根でもなんでもちょっと播いてどうですか…

議長 (荒井 一夫) 一作と言ったのは、農地に砂利を堆積させて、全く農地ではない形状にしてしまった案件の時で…

中山 知代子委員 実は私の地区でちょっと集まったときに農業委員の話が出たのです。私が農業委員やっていますから。そこで、今農業委員会に誰がもっていても許可がもらえるからもってけ、ということ言われた。そんなことないよ、と言ったのです。それでなんでそういう話になったのかというと、誰々さんに頼めばすぐやってくれるからということなので、それはないよ、と話したのですが、でもそういう話は、つまり、大田原で流れているということでしょう。

議長 (荒井 一夫) それはわかりませんが。

中山 知代子委員 全部ではないかもしれない。でも、大田原では簡単にやってもらえるという話が出ていること自体、ちょっと違うのではないかということですね。

議長 (荒井 一夫) 何をもって簡単なのか、その会話の中では見えているのか。

中山 知代子委員 そこで見えたのは付度です。今流行りの。誰々さんに頼めばやってもらえるから大丈夫だよ。それだけで農業委員を通せば大丈夫だよと言われたので、えっー私は何のために農業委員やってんのよ、と思ったのです。

議長 (荒井 一夫) 一般的にね、まずは頼まれれば何とかしてあげたいという気持ちでしょう。その内容は別にして。だけど頼まれれば何とかしてあげたいけれども、この案件についてはどう見ても皆さんが賛同してもらえるような状況ではないですよ、ここできちっと採決されることになるのですから。

中山 知代子委員 その解決策を何かで探りませんかという話を木村さんが言っているわけで、何もやらないで、ただ時間が経ったから、じゃあ今回は4か月経ったからいいでしょというわけでは、やっぱりそこは気持的なものもあるのでしょうか。

議長 (荒井 一夫) そこは中山さんの気持的な問題であって、私は非情だけど、出ている案件に対して1回は保留となって期間をもった、それイコールある意味ではペナルティの一つでもあるわけで、始末書を書くとは違うということですね。ただここは、いろいろな意見を持ちながらも、採決をしなくてはならない。採決をしないで考えましょばかりで引きずっているだけでは、農業委員会自体がそれでいいのかと、私は思いますよ。

<木村委員挙手>

議長（荒井 一夫） 木村委員。

木村 光一委員 最後になるかと思いますが、一言。会長が言われている、農地として使える。私が言っているのはそうではないのです。申請と同時に仕事が始まっている。その点について問うているのです。ですからその原点に戻っていただかないと、イタチごっこになる。なぜそこに至ったのか。事務局も始末書なりができないのであれば、会長が言われた通り、その期間を設けたらどうか。私は1年くらい設ければある程度ペナルティになると考えます。これが3、4か月では到底…。近隣市町の例では保留を2回、3回はやっておりますことを聞いています。やはり、それなりの責任というものは市民の目を考えると必要。まさに会長が言っていた通り、ペナルティは据え置き期間ですよ、というのは一つの方策であると思っています。今の段階では審議保留というか、そのようなやり方もある。経過措置をしないと市民の目はそれぞれですから、そこらへんも考えて我々農業委員は報酬ももらっているし、そここのところは微動だにせずやっていかななくてはならない。状況も大変だと思いますが、わたくしは最終的にはそのことをお願いしたい。

議長（荒井 一夫） 何か特別にありますか。

<佐藤委員挙手>

議長（荒井 一夫） 佐藤委員、どうぞ。

佐藤 長次委員 先ほど局長から良い提案がされたと思います。除外と農地転用許可を分けて考えれば、今回の案件に関して、今までの時間の経過もありますが、分けて筋を通せば、除外は採決できると思います。私は局長を信じる気持ちに変わりつつあります。事務局もこれからの農転申請受付の際の対応に留意いただけますことを願っています。

議長（荒井 一夫） その他何かございますか。

<高崎委員挙手>

議長（荒井 一夫） 高崎委員。

高崎 真一委員 これは除外申請を出しているのですよね。ここでイエスカノーかを決めるのですよね。この申請を認めるとすると、次に農地転用の申請が出てくる可能性があるのですよね。ここで農業委員会が除外申請を認めて、それも事前着工という感じが明らかになっているのですよね、皆さん。そうすると事前着工を知っていて、除外申請を認めて、今度農転が出てきて、事前着工だったというのを知っていて、それをまた認めるようになってしまうわけでしょ。今回の除外を認めて、農地転用を認めないとなると、何で事前着工をわかっているのに認めないのか、ということになると思うのです。これは矛盾するような感じがするのです。農地転用を認め

ざるを得なくなってしまう感じがするのですが、いかがですか。

議 長 (荒井 一夫) ですから、先ほどから私も一委員として発言していたことは、どんなものでも全くさらっと出てきたら何の問題もないのですが、今回は事前着工らしき状況だろうというのがあるのです。しかし、先ほども言いましたが、何をもって事前着工なのかは、明確なものはないと考えていますから、はっきりと断定はできず、事前着工らしい案件ということです。

先ほど、今回採決しますよと言ったのは、是なのか非なのかは、きちっと皆さんに確認をとらないと、今回、なんだか保留というわけにもいかない。報告についても、申請者に対してもきちっと伝えなくてはならないことから、いろいろなご意見があろうかと思いますが、自分の胸の内で判断いただいて、是か非かの決を採らないわけにはいかないと議長の立場で考えております。

皆さんから採決するなという声が大半ということでは、それも無にはできないのですけれども、是か非かという形での採決になってしまう。

<事務局で発言を求める挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、事務局。

事務局 (長谷川 淳) 高崎委員にお答えします。今回農業委員会が農振除外の意見を出すということで良いとすれば、次の転用許可もOKということに、意味合い的にはなってしまうのですが、しかし、転用申請の時には、申請書類一式と始末書込みで事務局に提出になります。その時に事務局での指導等々はその場で伝えられると考えています。また、農政課から説明があったとおり、手続き完了までには相当期間を要します。さらにそこから転用申請が始まるということで、皆さんおっしゃられている期間的なペナルティも十分なのかなという気はするので、この辺でご検討いただければと思います。

もう一つ、農振除外の意見を出すときに、保留やダメですという場合には文書をもって回答しなくてはならないとされておりますが、その際の根拠ですが、皆さんのご意見ですと事前着工で、最初の手続きの絡みということですが、事務局では根拠がないのではとの不安をもっていることを加えさせていただきます。

<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員、どうぞ。

木村 光一委員 そちらでやりたくないと思っているのであれば、それなりの資料は出せると思っていますが、やはり、経過が非常に大切だと思うのです。

佐藤委員も言いましたが、事務局が農転の時にそれなりの書類の取り交わしがあるという経過、最終的には1年くらいになるということなのです。

ですから、私が最初から言っているのは、経過処置が必要なのかなというところにあります。ただ私はつぶさに見てきているのでたぶん席は立たないかもしれませんが、ただ皆さんの意見で農振除外を経て農地転用を審議するというのも方策の一つであります。ただしその後の争点の一つが、土留めの在り方でこれからもこのような例は出てくると思いますよ。地元の委員として、今回の土留めの経過を承知している人たちがいることを踏まえて考えていただきたいというのが切なる願いであります。そのところはよろしくをお願いします。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) どうですか。よろしいですか。今、話のありましたように、経過、それらに対する処置というものをきちっと文書に残したうえで、指導していくということが次の段階では当然出てきます。これらを踏まえて、採決に入らせていただければと思いますのでよろしいでしょうか。

<反対なし>

議 長 (荒井 一夫) いいですか。それでは、ただいまの7番の案件について承認することに賛成の方はご起立願います。

<起立しない委員2名あり>

議 長 (荒井 一夫) ありがとうございます。賛成多数ということで、14人の方が賛成で、2名の方が起立をいたしませんでした。番号7番の除外については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (小林 康希) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

認定農業者新規申請 12件

再認定・計画変更 40件

未更新 15件

認定農業者予定数 1,003件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありませんか。

<細岡委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 細岡委員。

細岡 則雄委員 議案第6号、除外番号1番の回覧した写真で、点線が入っていましたが、その説明をお願いしたい。

議 長 (荒井 一夫) 終了案件ですが、事務局から説明いただけますか。

<笑い声等あり>

事務局 (海野 計洋) 写真の赤い点線ですが、前回許可した面積部分を示したものであります。点線の内側が許可済みの部分で、点線よりも外側が今回の申請部分であります。

細岡 則雄委員 どっちも開発しているよね。ということは、さっきのよりももっとひどい。

<大きな笑いあり>

事務局 (海野 計洋) おっしゃるとおりで、事務局としてもそのように思っています。

細岡 則雄委員 肝に銘じておこななくては。

議 長 (荒井 一夫) 他にありますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、皆さん方からはないので、以上で第23回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時51分 閉 会